

2025年1月14日  
JP エネルギー株式会社

**2024年12月28日からの大雪により被災されたお客さま  
に対する電気料金等の特別措置を実施します。**

— 料金の支払期日等の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

2024年12月28日からの大雪により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪の被害により、災害救助法が適用された地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

**1 特別措置の対象地域（2025年1月14日時点）**

<災害救助法が適用された市町村>

■災害救助法適用日：2025年1月4日

青森県：青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、  
南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

災害救助法適用範囲(内閣府 HP)：

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

**2 特別措置の内容および申込み方法**

当社と電気のご契約を頂いている被災されたお客さまに対し、以下の特別措置を適用します。

**1. 電気料金の支払期日（※1）の延長**

2024年12月（支払期日が災害救助法適用日※2以降のものに限る。）、2025年1月、2月および3月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

**2. 不使用月の電気料金の免除**

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

**3. 工事費負担金（※3）の免除**

2025年7月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

#### 4. 臨時工事費（※3）の免除

2025年7月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

#### 5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2025年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

#### 6. 諸工料（※3）の免除

2025年7月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

※3 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、以下の当社お客様センターまでお申込みください。

以上

JP エネルギー株式会社

連絡先：050-3160-8479（お客さまセンター）

 **JP ENERGY**